

「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン(案)」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成25(2013年)2月8日(金)から3月8日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、13名(団体)の方から、40件の意見・情報が寄せられました(なお、このプラン(案)については、県内市町に対しても意見照会を行いました。)。これらの意見等に対する滋賀県の考え方を以下に示します。
 なお、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
I. はじめに	0
II. 長期ビジョン編	
1. 我が国における再生可能エネルギーを取り巻く現状	0
2. 本県における再生可能エネルギー等の現状と課題	4
3. 本県における再生可能エネルギー振興の意義と必要性	0
4. 基本理念	1
5. 滋賀の強み	0
6. 将来の姿	1
7. 基本方針	2
8. 導入目標(目指す姿)	0
III. 戦略プロジェクト編	
1. 戦略プロジェクト	
(1)家庭・事業所における「導入加速化」プロジェクト	2
(2)農山村の地域資源を活用したエネルギー創出プロジェクト	3
(3)災害に強く、スマート化した地域づくりプロジェクト	1
(4)地域エネルギー創出支援プロジェクト	5
(5)関連産業振興プロジェクト	1
(6)県庁率先プロジェクト	7
2. 中長期的な課題検討(将来に向けた可能性の検討)	0
3. 導入目標(目指す姿)	0
IV. プランの推進にあたって	1
※その他	12
合 計	40

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
Ⅱ. 長期ビジョン編			
2. 本県における再生可能エネルギー等の現状と課題			
1	P11 (1)太陽光発電(住宅) ①現状	8行目の「～1割未満にとどまっています。」の表記について、前段の普及率の記述と齟齬が感じられるため、「～約〇%になります(なっています)。」と表現してはどうか。	<u>ご意見を踏まえ、「～1割未満にとどまっています。」を「～約8%となっています。」に修正します。</u>
2	P12 (2)太陽光発電(非住宅) ②取組状況	4,5行目(市民共同発電の取組事例)に、(彦根市、東近江市、野洲市、湖南市が挙げられているが、)「守山市」も入れてはどうか。	<u>これまでに実績がある一定規模以上の事例を有する市町を例示的に掲げているものですが、現在の取組状況を踏まえ、「守山市」を追加することとします。</u>
3	P12 (2)太陽光発電(非住宅) ③課題	以下を追加してはどうか。 「市民共同発電所の取組の多くは、小規模な事業であり、コストが割高になることもあって事業構造が脆弱である。今後拡大を図るためには、各地域の取組に関する情報の共有化や、初期費用の助成等支援体制の強化が必要である。」	固定価格買取制度の開始により、事業採算性が見通しやすい条件が整えられたこと等から、必ずしも初期費用の助成が必要になるとは考えませんが、「③課題」の中で、 <u>市民共同発電について触れていないことから、ご意見を踏まえ、最下段に以下のとおり追記します。</u> <u>「また、市民共同発電の取組を広げていくため、事業化の構想・検討に係る取組支援や、先進的な導入事例に関する情報共有を進めていく必要があります。」</u>
4	P15 (7)地中熱 ①現状	「京セラ(株)滋賀蒲生工場」の表記について、「京セラ株式会社滋賀蒲生工場」とすべきである。	<u>ご意見を踏まえ、「京セラ(株)」を「京セラ株式会社」に修正します。</u>
4. 基本理念			
5	P21 「基本理念」の説明書き	基本理念に『地域主導による「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造』と掲題しながら、その説明書きでは、最後の文言として「～環境に配慮した、産業振興につながる、災害に強い社会を築く。」と締めくくられている。環境配慮や産業振興、災害対策は他の条例や施策等でも対応されているはずであり、本プランは「エネルギー社会の創造」が主旨なので、最後尾も「～エネルギー社会を築きます。」と表現すべきである。	説明書きの全般にわたってエネルギーに関して記載しており、最後尾において敢えて「エネルギー社会」と表記する必要がないことから、原案どおりとします。
6. 将来の姿			
6	P22 (県民の意識)	「県民一人ひとりにエネルギーの需要家としてだけでなく、供給者(生産者)としての意識が定着し、～」とあるが、一県民が生産者になれる機会はそうあるものではなく、やや飛躍した表現となっている。 したがって、蓋然性も考慮し、「供給者(生産者あるいは出資者)」としてはどうか。再生可能エネルギー普及のための条件には、個人投資家の存在は無視できない。	出資者を含めてエネルギーを供給していく担い手として、幅広い意味で「生産者」としていることから、原案どおりとします。

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
7. 基本方針			
7	P24 基本方針Ⅰ	「取り組むことにより」の部分は、おそらく、その後の「再生可能エネルギーの導入促進」にかかっているのだろうが、述語(動詞)は、「～図り」となるため、「取り組むことにより」だけ語句が浮いてしまっている。 当該語句を削除するか、再生可能エネルギーの導入促進を図るために取り組む様々な施策を、文中に相対的に挿入すべきである。	再生可能エネルギーの導入促進に向けて、様々な主体が取り組んでいく上での視点を記載したものであることから、原案どおりとします。
8	P24 基本方針Ⅱ	市民共同による再生可能エネルギーは、利用サイドの表現だけでなく、導入(生産)の視点も付加するべきであり、「再生可能エネルギーの利用」を「再生可能エネルギーの普及と利用」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、「再生可能エネルギーの利用」を「再生可能エネルギーの導入」に修正します。
Ⅲ. 戦略プロジェクト編			
1. 戦略プロジェクト			
(1)家庭・事業所における「導入加速化」プロジェクト			
9	P32 ◆事業所における再生可能エネルギー等の導入促進	P24「基本方針」の前文の中で、本計画の推進については、「県の取組だけではなく、県民や事業者、各種団体の取組のほか、市町や国の関連施策との連携した取組が必要であり、」とされるのであれば、P32「◆事業所における再生可能エネルギー等の導入促進」を具現化する県の補助制度について、市町が積極的に推進する補助制度を事業所が併せて活用される際に、市町が交付する補助金額を県において補助対象経費等から差し引くことなく支給され、事業者の負担軽減および導入促進の加速化を図られたい。	ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。
10	P33 ◆大規模太陽光発電事業(メガソーラー事業)の立地促進	「(財)滋賀食肉公社所有地でのメガソーラー計画」の解説文に、「地域経済の活性化に資するため」と記載されているが、地域経済効果についてどのように考えているのか。	再生可能エネルギーの振興による地域経済効果については、地域の取組主体による地産地消を通じて、発電などによる利益が地域に還元され、地域経済が活性化する側面を持つほか、本県に集積するエネルギー・電池関連産業の振興にも繋がるものと考えています。また、県内に事業所を有する企業等が材料調達、施工および運営管理等を担う場合には、そうした面での経済効果が期待できるなど、幅広い面において地域経済の活性化に資するものと考えています。
(2)農山村の地域資源を活用したエネルギー創出プロジェクト			
11	P34 ◆農業農村地域における小水力発電等の導入促進	農業農村地域における小水力発電等の導入促進に関し、用水等を活用するのであれば、年間を通した電力供給とはならないので、別な取水の方法との併用や小水力発電の期間や効率的な電力の利用方法等について、土地改良区等への支援をいただきたい。	P35に記載しているとおり、専門家や関係団体、行政等で構成する「(仮称)農村地域再生可能エネルギー推進協議会」を設立することとしており、同協議会において、現状や課題等について情報共有を図るとともに、講座やセミナー開催による技術支援を行うこととしています。 こうしたことを含めて、農業水利施設等を活用した小水力発電の導入に向けた取組等に対して、県として必要な支援を講じていきたいと考えています。

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
12	P34 ◆農業農村地域における小水力発電等の導入促進	「太陽光の発電施設の導入に向けた可能性の検討」の中に、耕作放棄地の活用や、農振農用地区域内農地においても、農地として農作物が生産できる場合、太陽光発電施設の設置が可能となるよう強く要望する。	農振農用地区域内農地での太陽光発電施設の設置については、現行の農地転用に係る審査基準においては許可することができません。耕作放棄地であっても例外ではありません。 また、農地で耕作を継続しながら太陽光発電を行ういわゆるソーラーシェアリングについて、現状では、少なくとも太陽光パネルを載せる「やぐら」の基礎部分の農地転用は必要との認識を農林水産省は示しています。 現在、農林水産省において、農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直しについて、優良農地の確保に支障が生じないことを前提に取扱いを検討されているところであり、県としては、国における検討状況を注視しながら、必要な対応を行っていきたいと考えています。
13	P35 ◆木質バイオマスの利用推進	木質バイオマスの推進だけではなく、家畜排せつ物のバイオマス利用の推進(湿式メタン発酵、亜臨界水処理などによる燃料化)も取り入れていただきたい。	家畜排せつ物のほぼ全てが農地で利用されており、耕畜連携による健全な土づくりを推進しております。また、畜産技術振興センターで行った家畜排せつ物のメタン発酵により発生するバイオガスを利用した発電の検証結果では、初期投資や維持管理費等のコスト面での課題が大きな障害となっています。 こうしたことを踏まえ、今後の関連技術の開発動向等も注視しながら、必要に応じて検討を行っていきたいと考えています。
(3)災害に強く、スマート化した地域づくりプロジェクト			
14	P36 ◆公共施設への再生可能エネルギー等の導入	(再生可能エネルギーシステム)の表記は、「太陽光発電等+蓄電池」といった内容を読み手が直接感じ取れる表現に変更した方が良い。	P36に「太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併せたシステム等」と表記し、「再生可能エネルギーシステム」の意味する内容をお示していますが、それ以降は表現を簡潔にするため「再生可能エネルギーシステム」と表記しているため、原案どおりとします。 なお、用語解説において、「再生可能エネルギーシステム」を追加することとします。
(4)地域エネルギー創出支援プロジェクト			
15	P38 ◆地域主体の連携化支援	「●市町、事業者、NPO、地域住民などの協働による・・・事業化等の構想・検討に係る取組に対して支援します。」の記載は、導入に向けた入口の部分に対しての支援であり、既に取組を進めているところに対しての広報等を含む一層の活動支援も必要ではないか。	ご意見の記載箇所については、様々な主体の方々が連携した新たな取組を支援するものですが、既に取組を進めておられる団体等に対しても、次項の「◆普及啓発」等でお示しているとおり、ご意見のような広報等を含めた一層の支援に努めていきたいと考えています。
16	P38 ◆地域主体の連携化支援	地域主体の連携化支援を行う際、現段階で地域エネルギー関連の活動されている各自治体の環境団体等を取りまとめ、今後、再生可能エネルギー情報コーディネーターとなるような人材を育成する仕組みを導入願いたい。将来的に、地域エネルギー創出の際、自治体ごとの協働プロジェクトのような事業スキームを構築できるか等を検討願いたい。	人材育成については、前項「◆地域における取組支援」の中で記載しているように、「地域の課題を解決する多角的な能力を持った人材の育成」を図ることとしておりますが、このことを含めた地域エネルギー創出に向けた効果的な支援策について、ご意見を踏まえ、検討させていただきます。

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
17	P39 ◆普及啓発	「滋賀らしい環境こだわり住宅」とは具体的に何か。	昨年3月に策定された「滋賀県住生活基本計画」では、「県内産の木材や自然素材、地場産製品などを活用し、物理的な長期耐用性や省エネルギー化、バリアフリー化などが図られた人と環境にやさしい木造住宅」とされています。 なお、用語解説において、「 <u>滋賀らしい環境こだわり住宅</u> 」を追加することとします。
18	P39 ◆エネルギー教育	「～意欲と態度を育成するため、」の表記について、「～意欲を醸成するため、」としてはどうか？	文部科学省や中央教育審議会の資料、国立教育政策研究所の指導資料等において、意欲や態度は「育成する」や「育てる」との表記で記載されており、その表現に合わせた形で記載していることから、原案どおりとします。
19	P39 ◆円滑な事業化に向けた取組	以下を追加してはどうか。 「●市民共同発電所が、安定して事業を実施できるよう、助成等を含む支援の検討を進めます。」	市民共同発電の関連については、P38「◆地域主体の連携化支援」の中で、事業化等の構想・検討に係る取組に対する支援のほか、先進事例の収集・提供について記載していることから、原案どおりとします。
(5)関連産業振興プロジェクト			
20	P40 —	県内に集積している太陽光パネル製造工場、効率性が高く、環境へも配慮した機器を製造すること等により、再生可能エネルギーの普及と関連産業の振興の相乗効果を発揮していくことが重要であり、「滋賀らしさ」を示す意味でも、こうした点に留意し、政策立案にあたって検討いただきたい。	再生可能エネルギーの普及と関連産業の振興の相乗効果については、「基本方針」や「(5)関連産業振興プロジェクト」において記載しており、本県の地域特性を活かす意味でも大変重要であると考えています。 ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。
(6)県庁率先プロジェクト			
21	P44 ◆県施設への再生可能エネルギー等の率先導入・環境整備	県所有の公共施設に関して再生可能エネルギーシステムの整備だけなのか。県有施設全般に対して再生可能エネルギー導入指針を作成し、計画的に導入すべきと考える。木質バイオマスの利用や小水力発電についても、導入のための検討や率先導入が必要と考える。	県自らの率先導入において、今後5年間に重点的に取り組んでいくものは、この「(6)県庁率先プロジェクト」において盛り込んでいます。 その中では、再生可能エネルギーシステムの整備のほか、県施設の屋根利用や下水汚泥の燃料化等に取り組むこととしています。 その他、「戦略プロジェクト(2)」に記載しているとおり、(県営事業として)小水力発電施設の設計・整備を実施するとともに、県関連施設での木質バイオマス利用の可能性を検討することとしています。
22	P44 ◆県施設への再生可能エネルギー等の率先導入・環境整備	「滋賀県危機管理センター」について、「自然エネルギー」の表現は「再生可能エネルギー」の方が良い。	<u>ご意見を踏まえ、「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に修正します。</u>

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
23	P44 ◆県施設への再生可能エネルギー等の率先導入・環境整備	市民の力を活用して積極的に再生可能エネルギーの導入が図れるように、公共施設の屋根貸しなどを率先垂範して計画していただくようお願いする。	公共施設の屋根貸しについては、「(6)県庁率先プロジェクト」の中で、「県施設の屋根利用などによる再生可能エネルギーの創出を促進」することを盛り込んでおり、着実に取り組んでいきたいと考えています。 現在、対象となり得る県施設の調査とともに、事業者の選定基準や公募要領の作成等の準備を鋭意進めており、来年度の出来る限り早い時期に、公募が開始できるようにしていきたいと考えています。
24	P45 ◆BDF(バイオディーゼル燃料)の利用	県や市、民間事業者等が連携し、BDFを精製している施設の有効活用を図りたい。	ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。
25	P45 ◆市町等の一般廃棄物処理施設の熱利用等の促進	<p>《ごみ焼却施設の熱効率向上》</p> <p>プラン(案)では「助言」とあるが、助言できる内容を県が持っているのか疑問である。公共施設として広く現状を公表し、民間企業からの具体的な提案を検討するべきである。</p> <p>また、県内の公共ごみ焼却施設を「エネルギー管理指定工場」に準じた施設に指定するなどし、改善計画、稼動状況報告及び使用電力量、発電電力量、熱供給量、廃熱量、稼動スケジュールなどを公表し、広く改善提案を受ける。</p>	<p>一般廃棄物に関する事務は市町村において処理することとされていますが、県としても、国が策定している各種マニュアル等に基づき、市町等が運営する一般廃棄物処理施設の熱効率の向上および更新時における高効率発電施設への転換等に関し、情報提供や助言を行うこととしています。</p> <p>また、発電電力量や熱供給量等については、既に環境省のホームページで公開されているところです。</p> <p>今後とも、県としては、国の施策や先進事例等について市町等と情報共有を図るとともに、一般廃棄物処理施設の熱利用等の促進に向けて取組を進めていきたいと考えています。</p>
26	P45 ◆市町等の一般廃棄物処理施設の熱利用等の促進	<p>《ごみ焼却施設の統廃合と高効率化》</p> <p>老朽設備の統廃合や更新に合わせ、有害物質の除去、埋立廃棄物の再資源化体制確立、電力使用施設から発電施設への転換を図る。</p> <p>廃棄物や環境影響での有害物質調査において県試験場を活用して安価に詳細分析を行い、結果を定期公表することで周辺地域への信頼を得よう活動する。</p>	
27	P45 ◆市町等の一般廃棄物処理施設の熱利用等の促進	<p>《焼却施設からバイオ火力発電施設への転換》</p> <p>上記と併せて、間伐材や廃食油などを補助燃料として混焼ごみ火力発電を検討する。</p>	
IV. プランの推進にあたって			
28	P50 1. 推進体制・進行管理	県民や事業者、各種団体等が自主的、積極的に取り組んでいくために、取組の進捗状況を示し、PDCAがまわせるよう、プラン進捗の可視化を行っていくことが重要である。	今後、プランに基づいて施策を推進するとともに、目標等の進行管理を毎年度行い、効果的な施策展開に活かしていきたいと考えています。 その際には、県民の方々に対しても出来るだけ分かりやすく広報していきたいと考えています。
※その他			

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
29	— その他	<p>《BDF(バイオディーゼルフェューエル)の環境評価の公表》</p> <p>現状では国もCO₂排出係数を公表せず有効性の検討段階である。これを闇雲に推進するのではなく現状を調査し開発課題を明確にする。BDFのCO₂排出係数と原油換算値(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」での報告時に使用できるように)を県が検証し、公文書に使用できる値として公表する(BDF生産団体ごとに公表し開発競争を促す)。これにより環境対策として効果の判別および技術開発の指標とする。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
30	— その他	<p>《BDFの利用促進と使用機器の動作保障推進》</p> <p>利用用途を特に農林業や漁業において推進する。BDF使用を条件とした補助金の減免措置、県内の農機具企業においてBDFを使用している動作不良時の保守等について協力体制をとる。これにより利用量と生産量の増加によるBDF品質の向上と安定、使用器具の実用経験のフィードバックによる技術開発を促す。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
31	— その他	<p>熱として太陽熱とともに、バイオマスの利用をもっと重視してはどうか。プラン(案)では位置づけが低い。滋賀県は山林面積の比率が大きく、山には杉、ヒノキの荒れた森林がある。「木の駅プロジェクト」で地域を元気にする取り組みなどもある。家庭でも薪ストーブの利用を進めてはどうか。環境省のガイドライン頼みでなく、滋賀県の特徴を活かすという意味でも進めてほしい。業務用では薪ボイラーの効率アップも大きく、熱利用施設の熱を、石油から薪への転換を進めれば、地産地消で山の再生・活性化にもつながる。</p>	<p>木質バイオマスの利用推進については、「6つの戦略プロジェクト」において「(2)農山村の地域資源を活用したエネルギー創出プロジェクト」を一つの柱として掲げており、これに基づき重点的に取り組むこととしています。</p> <p>また、その他の「プロジェクト」においても、事業所における木質バイオマスを含めた再生可能エネルギーの導入支援など関連する取組をいくつか盛り込んでいるところです。</p> <p>これらに基づき、家庭や地域、事業所等において、熱利用を含めた木質バイオマス利用について、総合的に推進していきたいと考えています。</p>
32	— その他	<p>県内でも各市で自然エネルギーの条例化が始まっているが、再生可能エネルギーは、あくまでも地域の資源であることをどこかでうたってほしい。そして地域の活性化につながるような住民参加の仕組みを義務化する制度も、研究していただきたい(例えば、市民出資枠の設定、利益の数%を自治体へ払うこと、風力発電など大型設備の場合は住民参加のアセスメントを義務付けするなど)。</p>	<p>「再生可能エネルギーが地域の資源である」ことについては、プラン(案)でも「基本理念」等においてその主旨を十分反映しているところであり、原案どおりとします。</p> <p>また、ご意見の後段部分の「住民参加の仕組み」づくりの研究については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
33	— その他	<p>「プラン」は、他府県に先駆け、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業を直接的に振興させる施策等を盛り込んだ実効性のある内容で策定されたい。</p>	<p>プラン(案)は、本県のポテンシャルを精査する中で導入目標量を設定し、中長期的な目指す姿を明らかにするとともに、今後5年間で重点的に取り組むべき施策の展開方向を「戦略プロジェクト編」に盛り込むなど、可能な限り実効性のあるものとなるよう作成しています。</p> <p>また、その推進にあたっては、プランに基づく取組を着実に進めるとともに、今後、進行管理を行う中で、効果的な施策構築に努めていきたいと考えています。</p>

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
34	— その他	第三次滋賀県環境総合計画での目標(2030年の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減)との整合を図る必要がある。	再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減に繋がるものであり、第三次滋賀県環境総合計画などの関連計画においても、その重要性は位置づけられています。プランを推進していくことは、50%削減目標の実現に寄与するものであると考えています。
35	— その他	天然ガスコージェネレーションは再生可能エネルギーではないことから、プランのタイトルを「滋賀県再生可能エネルギー等振興戦略プラン」に変更してはどうか。	天然ガスコージェネレーションは、分散型電源であるとともに、再生可能エネルギーの普及に資することから、国においても導入促進を図ることとされており、プラン(案)においても対象として位置づけています。 ただし、プラン(案)では、主として再生可能エネルギーの振興を図っていくこととしていることから、原案どおりとします。
36	— その他	天然ガスコージェネレーションは熱利用があつてはじめてエネルギーの高度利用技術となることに留意が必要である。	天然ガスコージェネレーションは、熱電併給により高いエネルギー効率を実現するシステムとして期待されており、熱需要があるなど導入に適した事業所等に対して、導入支援・普及啓発に努めていきたいと考えています。
37	— その他	出力が不安定な太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたシステムの普及を図ることが重要である。	蓄電池は、再生可能エネルギー導入に伴う出力変動の平準化等に資するものであり、重要なものであると考えています。 そのため、「戦略プロジェクト」においても、事業所における発電能力の平準化を目的とした蓄電池の併設の取組を支援すること等を盛り込んでおり、本県に集積する電池関連産業の振興と併せて、蓄電池の普及に向けた取組を進めることとしています。
38	— その他	再生可能エネルギーの導入に伴う技術的対策費用や、固定価格買取制度の下での社会全体で負担する費用を提示していくことが必要ではないか。	系統安定化等のための技術的対策費用や、固定価格買取制度における賦課金の負担水準について、現時点で将来動向を予測することは困難ですが、県としても国が提供する情報等に基づき、出来る限り広報に努めていきたいと考えています。
39	— その他	環境保全の観点から、太陽光発電設備のリサイクルをどのように行っていくか、現時点から検討しておくことが重要である。	ご意見については、今後の国の施策および技術開発の動向等を注視しながら、必要な検討を行っていききたいと考えています。
40	— その他	再生可能エネルギーの導入に加えて、省エネ活動も重要である。滋賀県では、事業者向けの省エネ診断は産業支援プラザの専門家派遣制度の活用で対応されているが、京都府等では、「省エネ見える化診断」で中小企業等の省エネ化を進めている。滋賀県でも導入をお願いする。	プラン(案)の対象は、主として再生可能エネルギーですが、省エネについてもその重要性に鑑み、「基本理念」や「基本方針」等に盛り込んでいるところです。 ご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。